号

特定都 市 河 ΪĹ 、浸水被害対策法等の一 部を改正する法律の一 部の施行に伴う関係 政令の整備 に関する政

令

内 閣 は、 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第三十一号)の一部の施行

に伴い、 及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(下水道法施行令の一部改正)

第一条 下水道法施行令 (昭和三十四年政令第百四十七号) の一部を次のように改正する。

第五条の十二第一 項中 「第七条の二第二項」 を 「第七条の三第二項」 に改める。

河 ፲ 法施 行令の 部改 正

第二条 河 ΪĹ 法 施行令 (昭 和 四十年政令第十四号) の一部を次のように改正 する。

第二条第一 項中第七号を第八号とし、 第六号を第七号とし、 第五号の次に次の一号を加える。

六 法第五十一条の二第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織すること。

第二条の二の表第六十三条第三項の項中 「の都府県」 を 「の都府県が」 に、 「都道府県 を「都道府

県 が 当該都 道 府県の区域 に、 「に係る部分を除く。)」 を 「の区域を除く。)について」 に 改 め る。

五. 条第 第二条 の 三 項 及 び 0 第二 表第二十八条、 項、 第七十七条第一 第二十九 項、 条第二項、 第七十八条第 第 五 十九 項、 条、 第九十条第 第七十三条、 第七 項、 十 第九十三条、 应 条第三項 第九 第七 + 匹 +

条の項の次に次のように加える。

	第五十一条の三
会	都道府県ダム洪水調節機能協議
会	指定都市ダム洪水調節機能協議

県が 第二 当 該 条 の三の 都 道 府 県 表第六十三条第三項の項 \mathcal{O} 区域 に、 「に係る部分を除く。 中 $\overline{\mathcal{O}}$ 都府 県 _ を \neg を 都 $\overline{\mathcal{O}}$ 府県 区域を除く。 が に、 「都道_·) について」 府県 に を 改め 「都道府 る。

特定河 第十 条 Ш \mathcal{O} 工 八 事を」に、 0 見出 L を 「工事 (特定河 (T) を Ш 工 「特定河 事 に係 る権限 ÌII 工事 限 の代 <u>の</u> 行 に改め、 __ に 同 改 め、 条第二項中 同 条第 「第四 項 中 項」 の 下 工 事 に を」 並 び

第十

-条

O

五.

第

号 中

第二条第

項第七号」

を

「第二条第

項第

八号」

に改り

いめる。

限 に は、 次条第二項及び第四項」 第一 項」を 「が代わつて行う権限は、 を加え、 同条第三項中 第一 項前段」 「前項に規定する」を に、 「同項」 を 「前 「同項前段」 項 0 規定により」 に、 三 に、 事 \dot{O} $\overline{\mathcal{O}}$ 開 始 権

0) 日から工事」を 「特定 河 ĴΪ 工事 の開始の 日 から同項後段 の規定により公示された当該特定河 ĴΠ 工事」に

改 め、 日 こまで」 \mathcal{O} 下 に $\overline{\mathcal{O}}$ 間 を加 え、 同 項ただし書中 二 事 を 「当該」 に改 め、 同 条 Ò 次 人に次 \mathcal{O}

一条を加える。

(特定維持に係る権限の代行)

第十条の九 国土交通大臣は、 法第十六条の五第一項の規定により特定維持を行おうとするときは、 国土

交通省令で定めるところにより、 あらかじめ、 特定維持を行う河川の名称及び区間、 特定 維 持の内 容 並

び に特定維 持の 開 始の 日を公示 しなければならない。 特定維持の全部又は一部を完了し、 又は廃止 しよ

うとするときも、同様とする。

2 玉 土交通大臣は、 法第十六条 \mathcal{O} 五. 第 項の規定により特定維持を行う場合にお (1 ては、 当 該 特定 維 持

に係る法 第十七条、 第十八条、 第六十六条、 第六十七条、 第七十四条及び第八十九 条に規定する権 限を

都道府県知事等に代わつて行うものとする。

3 前項の規定により国土交通大臣が代わつて行う権限は、 第一 項前段の規定により公示された河川の区

間 につき、 同項前段の規定により公示された特定維持の開始の日から同項後段の規定により公示された

当該特定維持の完了又は 廃止 の日までの間 に限り行うことができるものとする。 ただし、 法第六十六条

第六十七条、 第七· 十四四 |条並び に第八十九条第八項及び第九項に規定する権限については、 当該完了 又

は廃止の日後においても行うことができる。

4 玉 土交通大臣は、 法第十八条又は第六十六条に規定する権限を都道府県知事等に代わつて行つたとき

は 遅滞なく、 その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。

第三十七条の二の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣の行う特定維持に要する費用についての都道府県等の負担)

第三十七条の三 都道 府県等が法第六十五条の 四第 項の規定により負担 すべき金額 には、 特定維 持に要す

る費用 の額 (法第六十七 条の規定による負担 金があるときは、 当該費用の 額 から当該 負担 . 金 \mathcal{O})額を控? 除

した額)に相当する額とする。

第三十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、 同条第二項中 「特定河川工事」の下に 「又は法第十

六条の五第 項の特定維持」を加え、「又は第二項」を 「若しくは第二項又は第六十五条の四第一項」に

改め、 同条第三項中 「若しくは第六十五条の三第三項」を「、第六十五条の三第三項若しくは第六十五条

 \mathcal{O} 四第二項」に、 「同条第四項」を 「法第六十五条の三第四項若しくは第六十五条の四第三項」 に改める。

第四十条第 項 中 「第七号」 を 「第八号」 に改め、 同条第二項中 「きかなけれ ば を 聴 カン なけ れ ば

に改める。

第五十三条第二項中「前項第二号」を 「同項第二号」に改め、 同条第三項第一 号中 「に規定する」を

及び第十六条の五第二項の規定による」に改め、 同項第五号中 「第四項」の下に 「並びに第十条の九第

項及び第四項」を加える。

第五十六条中 「第十六条の四」を 「第十六条の三」 に改め、 「及び第四項」の下に「、 第五十一条の三

を加え、 「第六十五条の三」 を 「第六十五条の三第四項、 第六十五条の四第三項」 に改め、 「第九十七

条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五 十七 条の 表第十一条第 一項及び第三項、 第六十三条第三項及び第四項、 第六十四条第二項、 第六十

五. 条 水の項中 第六十五条」の下に「、 第六十五条の三第三項、 第六十五条の四第二項」を加え、 同 局表に次

のように加える。

第十六条の四第一項

この項において

この項並びに第六十五条の三第

	一項及び第二項において
第六十五条の三第一項及び第二 二級河川の修繕	改良工事等
項	
第六十五条の三第一項 負担金等相当額	負担金相当額
負担金又は補助金	負担金

第五十七条の四中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項 (第四号に係る部分に限る。)」に、 「第

第三十七条の二、第三十七条の三、第三十八条第二項及び第三項」に、 「第五十九条第二号及び第三号、 十条の八」を

「第十条の六」に、

「第三十八条第三項

(法第六十三条第三項に係る部分に限る。

を「

第六十条第二号」を「第五 十九条 (第二号及び第三号に係る部分に限る。)、 第六十条 (第二号に係る部

分に限る。)」に改め、 同条の表第七条の項の次に次のように加える。

)、第七十三	第十条の八第二項及び第三項 第七十条の二	第十条の七第一号
·四 条	一(第三項を除く。	路
	第七十四条	導水路

準用する法第六十七条、	第三十七条の二第一項に係る負担基本額の額(法第百条質	二、第三十八条第二項	第三十七条の二、第三十七条の一都道府県等 市町村	第五十七条の四の表第二十二条第四項の項の次に次のように加える。	第二項及び第四項	第十条の八第四項、第十条の九 都道府県知事等 市町村長	第一項	第十条の八第四項 、第六十六条又は第七十条の二 又は第六十六条	び第四項において同じ。)	う。第四項並びに次条第二項及	四第一項の都道府県知事等をい	第十条の八第二項
②法第六十七条、第六十	(法第百条第一項において					文		八十六条				X

負担金	負担金又は法第六十五条の三第	
第六十五条の三第三項又は	第六十五条の三第三項若しくは	第三十八条第三項
	条の二第一項	
又は第六十八条第二項	、第六十八条第二項又は第七十	
改良工事等	二級河川の修繕	第三十七条の二第二項
負担金	負担金又は補助金	
当該準用河川負担基本額	当該負担基本額	
基本額」という。)		
この項において「準用河川負		
負担金の額を控除した額。		
は、当該費用の額からこれらの		
の規定による負担金があるとき		
八条第二項又は第七十条第一項		

四項若しくは第六十五条の四第

三項の規定により都道府県が負

担すべき負担金

(建築基準法施行令の一部改正)

第三条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二の五第一項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ

、第七号の次に次の一号を加える。

八 建築物 \mathcal{O} 敷 地 の地 盤 面の高さの最低限度及び建築物の居室の床 面 の高さの最低限度 洪水、 雨水出

水 (水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第二条第一 項に規定する雨水出水をいう。)、 津 波又

は 高潮 が 発生した場合には建 築物が損壊し、 又は浸水し、 住民その他の者 の生命、 身 体 又は財産 に 著

L い被害 (以下この号において 「洪水等による被害」という。)が生ずるおそれがあると認めら れる

土地 の区域について、 当該区域における洪水等による被害を防止し、 又は軽減する観点から見て合理

的な数値であること。

三号」に、「すべて」を「全て」に改 同 第百三十六条の二の五第六項中 条第八項中 「 第 一 項第十三号若しくは第十四号」 「第一項第十一号若しくは第十二号」を め、 同 条第七項中 を 「 第 一 「第一項第十二号」を 項第十四号若しくは第十五号」に、 「第一項第十二号若しくは第十 「第一項第十三号」 に改め 「すべ

て」を「全て」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第四条 都市 計画法施行令 (昭和四十四年政令第百五十八号) の一部を次のように改正する。

第五 条 (見出しを含む。) 中 「第十一条第一項第十四号」 を 「第十一条第一項第十五号」に改める。

第六条の二中第六号を第七号とし、 第五号を第六号とし、 第四号の次に次の一 号を加える。

五 一団地の都市安全確保拠点施設

第七 条 \bigcirc 匹 中 「第十二条の五第二項第一 号」 を「第十二条の五第二項第一号イ」 に改め、 同条に次の一

項を加える。

2 法第十二条の五第二項第一号ロの政令で定める施設は、 避難施設、 避難路又は雨水貯留浸透施設のう

ち、都市計画施設に該当しないものとする。

第十三条の見出し中「協議等」を「協議」に改める。

第三十六条 \mathcal{O} 九中 「から第十号まで」を 第九号又は第十一号」に改める。

(防災の ため \mathcal{O} 集団移転 促進事業に係る国 の 財 政上 一の特 別措置等に関する法律施行令の 部改正)

第五条 防災のための集団 移転促進事業に係る国 の財政上の特別措置等に関する法律施行令 (昭和四十七年

政令第四百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中 「当該計画」を 「当該集団移転促進事業計画」 に改め、 同条ただし書中「行なう」を「行う」

に改 め、 同条の表中「第三条に」を 「第四条に」 に改め、 同条を第六条とする。

第四条 (見出しを含む。) 中 「第七条第五号」 を「第八条第五号」に改め、 同条を第五条とする。

第三条 \mathcal{O} 見 出し中 「第七条第三号」を「第八条第三号」に改め、 同条中 「第七条第三号」を 「第八条第

三号」に、 第二条第二項」 を「第三条第二項第三号」に、 「同条第一項」を 「法第二条第一項」に改め

同条を第四条とする。

第二条中 「第七条各号」を「第八条各号」に改め、 同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(法第三条第二項第三号の施設)

第二条 法第三条第二項第三号に規定する政令で定める施設は、 次に掲げるものとする。

高齢者、 障害者、 乳幼児又は児童が 通所、 入所又は入居をする社会福祉! 施設その他これ に類する施

設

幼稚園、 小学校、 中学校、 義務教育学校、 中等教育学校 (前期課程に係るものに限る。) 又は特別

支援学校

三 病院、診療所又は助産所

、地方住宅供給公社法施行令及び市 民農園整備 促進法施行令の一 部改正

第六条 次に掲げる政令の 規定中 「第十一条第五項」 を 「第十一条第六項」 に改める。

地方住宅 供給公社法施 行令 (昭 和四十年政令第百九十八号) 第二条第一項第七号

市民農園 整備 促 進法施行令 (平成二年政令第二百七十二号) 第三条第一号

(司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中 第二号及び第五号から第七号まで」を「から第三号まで及び第六号か

ら第八号まで」に改める。

司 法書士 法施 行令 (昭和五十三年政令第三百七十九号) 第四条第十三号

土地家! 庢 調 査士 法施行令 (昭 和 五. 十四年政令第二百九十八号) 第四条第十三号

、南海トラフ 地震に係る地震防災対策の 推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第八条 南海 トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令 (平成十五年政令第三百二十

四号)の一部を次のように改正する。

第九条第 項を削 り、 同条第二項中 「第二条及び」を削り、 「同令第二条」を「同条」に、 「第七条各

号 とあるの は を 「第八条各号」とあるのは、」に、 「第七条各号」と、 同令第三条中 「住宅 団地 以

震 下 防 「住宅団地」という。)」とあるのは 災対策 \mathcal{O} 推進に関する特別措置法施行令 「住宅団地 (平成十五年政令第三百二十四号) (以 下 「住宅団地」 とい V. 第七条各号に掲げる施 南海トラフ地 震に係 る地 設

0 用 に供する土地を含む。)」 を 「第八条各号」に改め、 同項を同条とする。

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正

第九条 独立行政法人都市再生機構法施行令 (平成十六年政令第百六十号) の一部を次のように改正する。

第五条第 一項第五号口中 「第十一条第一項第十号」を「第十一条第一項第十一号」 に改める。

第三十四条第一 項第九号中 「第十一条第五項」 を 「第十一条第六項」 に改める。

(東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正)

第十条 東日本大震災復興 特別区域法施行令 (平成二十三年政令第四百九号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第七条中 「第二条及び第三条」を「第三条及び第四条」に、 「第二条中「法第七条各号」を 「第三条中

「法第八条各号」 に、 「第七条各号」と、 同令第三条中 「住宅団地 (以下「住宅団地」という。

第八条各号」 と、 同令第四条中 「第三条第二項第三号に規定する住宅団地 に、 「住宅団地 (以 下 住

宅団 地」とい V. を 「第二条第二項に規定する住宅団 地 に、 「含む。 を 「含む。 と、 「法第

二条第一項」とあるのは「同条第一項」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十一条 国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) の一部を次のように改正する。

第七条第七号及び第八十五条第三号中「災害が発生した地域及び災害危険区域からの」を「防災のため

の」に改める。

の日(令和三年七月十五日)から施行する。

この政令は、 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行

う場合に都道府県知事等に代わって行う権限を定める等河川法施行令その他の関係政令の規定を整備する必

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、

国土交通大臣が特定維持を行

要があるからである。